

令和7年度版

千葉市保育士修学資金貸付事業案内

【問い合わせ先・書類の提出先】

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2

千葉市ハーモニープラザ3階

TEL 043-209-8868／FAX 043-312-2442

E-Mail hoiku@chiba-shakyo.jp

ホームページ <https://chiba-shakyo.jp/>



社会福祉
法人

千葉市社会福祉協議会

目 次

ページ

1 保育士修学資金について	1
2 申請手続き等について	4
3 貸付申請から資金交付までの流れ	7
4 在学中の手続き	8
5 養成施設を卒業後の手続き(返還猶予・返還免除の場合)	9
6 貸付金を返還することになった場合の手続き	12
よくある質問	15
返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設	20
様式一覧	22

1 保育士修学資金について（令和7年度）

（1）目的

この制度は指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、資格を取得して、卒業後に保育士登録を行い千葉市内において保育士の業務に従事しようとする方に無利子で修学資金を貸し付けることにより、千葉市で従事する保育士の養成・確保に資することを目的とする制度です。

修学資金は貸付金です。返還免除要件を満たさない場合は、全額返還が必要となります。

要綱・要領に定められた手続き（猶予申請や現況報告等）を怠った場合も返還免除要件の該当を確認できませんので、返還決定する場合があります。

申請をする際には、制度の内容を十分にご確認、ご理解のうえ、ご利用ください。

（2）実施主体

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）

（3）貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者とします。

- ① 養成施設に在学している方で、卒業後に千葉市内において従事先施設等で保育士の業務に週30時間以上、5年間（注1）以上従事しようとする方。

（注1）養成施設入学時に「年齢45歳以上」かつ「離職から2年以内の方（以下「中高年離職者」という。）」の場合は3年間。

- ② 他の都道府県等（千葉県や千葉県内他市も含む）で同様の修学資金の貸付を受けていない方。

（4）貸付金額

下記の金額を上限とします。

- ① 学費（月額） 50,000円（2年間、1,200,000円を限度）

- ② 入学準備金 300,000円（初回貸付時に加算）

※うち100,000円は千葉市単独加算

「千葉市単独加算」とは、千葉市内での勤務を条件に千葉市が独自に加算している貸付金です。

- ③ 就職準備金 200,000円（卒業見込み確認後卒業月に交付）

④ 生活費加算 貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準じる経済状況の世帯を含む）の方は、生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。

加算額は、生活保護法による保護の基準での、貸付対象者の貸付申請時の年齢及び居住地に対応する区分により異なります。加算額については、市社協へ直接お問い合わせください。

※貸付期間は、正規の修学期間が2年を超える養成施設の場合は、上記①学費の上限までの範囲であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

例) 修学期間が2年間の養成施設の場合

月額 50,000円×24か月+入学準備金+就職準備金=1,700,000円（上限）

大学など、修学期間が4年間の養成施設の場合

月額 50,000円×48か月+入学準備金+就職準備金=2,900,000円（申請不可）

→月額 25,000円×48か月+入学準備金+就職準備金=1,700,000円（申請可）

※入学準備金、就職準備金及び生活費加算のみの貸付はできません。

※令和6年10月入学者については、入学準備金の加算が申請できます。ただし、

修学資金（月額）は令和7年4月分以降が申請対象となります。

（5）貸付利子

貸付利子は無利子です。

（6）貸付金の交付

① 学費（月額）及び生活費加算の交付は4月と10月の年2回、指定の口座に
ます。（前期分・後期分として各6か月分を交付）

貸付初年度の初回交付については、8月末を予定しています。

② 入学準備金は、初回送金時に学費（月額）と合わせて交付します。

③ 就職準備金は、養成施設から卒業見込みを確認後、卒業月に交付します。

（就職準備金は保育補助者として働きながら養成施設で修学し卒業後同一事業所
で保育士として勤務する場合や、卒業翌月から対象従事先で保育士としての勤
務を開始しない場合は対象となりません。）

（7）返還免除

次の条件を満たしている場合に貸付金の返還を免除することができます。

条件を満たした場合、自動的に適用されるのではなく、所定の手続きが必要です。

【免除要件】

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行って、千葉市内（注）の対象
施設において週30時間以上5年間継続して（中高年離職者の場合は3年間）保
育士業務に従事したとき。

（注）勤務先の所在地が市外であっても認められる場合（入学準備金の千葉市単独加算分を除く）

①千葉県内で従事する場合

②国立児童自立支援施設等で従事する場合

③東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る）において業務に
従事する場合

(8) 返還猶予

返還免除に該当するまでの間、次に該当する場合には返還猶予ができます。

いずれも、確認できる書類を添付し申請手続きが必要です。

- ① 保育士登録を行い、かつ、市の区域内の対象従事先施設等に就職するまでの期間（養成施設を卒業した日から1年間を限度。ただし、保育士登録を行った後に、指定の業務以外の職種に採用された場合、以降も指定の業務に従事する意思がある場合は、本人の申請により2年間を限度に猶予できるものとします。）
- ② 市内の対象施設で保育士業務に従事しているとき
※千葉市以外の千葉県内施設に従事している場合も対象となります。ただし、入学準備金の千葉市単独加算分については返還対象となります。
- ③ 貸付契約が解除された後も引き続き養成施設に在学しているとき
※卒業後返還となります。
- ④ 災害等やむを得ない事由により返還債務の履行ができないと認められるとき
※休職中を含みます。返還免除要件の従事期間には算入されません。
- ⑤ 貸付対象者が自己都合で離職した場合、引き続き保育士の業務に従事する意思があり、求職中のとき（1年間を限度。なお、就職、離職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して1年間とします。）
※返還免除要件の従事期間には算入されません。

(9) 返還

返還免除の要件に該当しない場合は、貸付金の全額または一部が返還となります。返還の方法は、一括払いの場合は返還事由が発生した日の属する月の翌月までに、月賦または半年賦、年賦の均等払いの場合は返還事由が発生した日の翌月から貸付を受けた月数の2倍の期間までに返還することとなります。（養成施設の修学期間が2年を超える場合、貸付けを受けた期間が24か月を超える場合、修学資金等の貸付けを受けた月数は24か月とみなします。）

なお、返還期日までに貸付金が返還されない場合は、返還すべき額に対し別に定める延滞利子を徴収します。

2 申請手続き等について

(1) 貸付の申込み

在学中の養成施設に申込書と下記必要書類を揃えてお申込みください。

養成施設で申請書類を取りまとめ、養成施設の長の推薦状（第2号様式）を添付の上、申し込んでいただきます。

- ① 千葉市保育士修学資金貸付申込書（第1号様式）

※収入印紙（200円）を貼付し、連帯保証人による消印が必要です。

- ② 住民票【申請者・連帯保証人ともに提出】

※個人番号（マイナンバー）、本籍の記載は不要

発行後3か月以内で、申込書に記入した現住所のもの

※原則、現住所の住民票を提出できない方は申し込みできません。

- ③ 学業成績証明書【申請年度に入学した方を除いた申請者のみ提出】

- ④ 離職証明書

（養成施設入学時に年齢が45歳以上で、離職して2年以内の申請者のみ提出）

- ⑤ 令和6年の所得金額を証する書類

（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）

【連帯保証人のもの及び就労中の申請者のものを提出】

※自治体の発行する所得証明書・課税証明書等は不可

- ⑥ 個人情報の取り扱いについて【署名押印したものを提出】

- ⑦ 顔写真付き身分証明書の写し

（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、学生証、住民基本台帳カード等）

【申請者・連帯保証人ともに提出】

- ⑧ 在留カードの写し（表・裏）

【日本国籍を有していない申請者・連帯保証人のみ提出】

- ⑨ 生活費加算を希望する方は次のいずれかの書類

a 生活保護受給証明書の写し

b 課税・非課税証明書（住所地が千葉市の場合は課税額が0円と表記された「市民税・県民税所得証明書」）の写し

c 国民年金保険料免除決定通知等の写し

d 国民健康保険料減免決定通知書等の写し

- ⑩ 修学費用状況計算書（第1号様式別紙）

【他の奨学金との併用を希望する申請者のみ】

- ⑪ 他の奨学金等の借入状況（期間、金額等）が確認できる資料

【他の奨学金との併用を希望する申請者のみ】

※申込時に確定していない場合、申請状況が分かる資料でも可

(2) 連帯保証人

次の①～④の全てを満たす連帯保証人を1名以上立てていただきます。連帯保証人は、借受人と連帯して債務を保証していただくことになります。

- ① 申請時に 75 歳以下の方
- ② 申請者が未成年である時は、連帯保証人は法定代理人とします。
※申請者が児童養護施設等に入所している場合や里親等に委託中の場合等、法定代理人を連帯保証人として立てられない事情がある場合はご相談ください。
- ③ おおむね 150 万円以上の年収がある方
無収入や生活保護受給者等保証能力のない方は連帯保証人にはなれません。
- ④ 日本国籍を有する方または永住者の在留資格を有する方もしくは特別永住者等の方

(3) 未成年者の申込み

申請者が未成年の場合は法定代理人の同意が必要になります。
同意については申請書の中の同意書欄に法定代理人が御自身で署名または記名押印していただくことにより確認します。

(4) 生活費加算の要件

生活費加算の対象者は、貸付対象者の要件に加えて、次のいずれかを満たしている必要があります。

- ① 申込者が貸付申請時に生活保護世帯であること。
- ② 申込者が貸付申請時に次のいずれかの措置を受けている世帯の構成員であること。
 - ・地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ・地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - ・国民年金法第 89 条または第 90 条に基づく国民年金掛金の減免
 - ・国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(5) 申込時期

令和 7 年 4 月から順次受付けます。(令和 7 年度分)

※締切は各養成施設にお問い合わせください。

(6) 貸付申込書記入上の注意

- ① 提出する書類等はコピーを取り、お手元に保管してください。
 - ② 訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて、訂正印を押印（または訂正署名）してください。
 - ③ 消せるボールペンを使用して申込書に記入しないでください。
- ※申込書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付の可否を判断することができます、審査保留となりますので提出前に十分確認をしてください。
- ④ 申込書等（借用書以外の書類）の署名欄は、自署の場合、押印を省略できます。
ただし、訂正印を使用した場合、同じ印を署名欄にも押印してください。
 - ⑤ 連帯保証人は、200 円の収入印紙を貼付し、消印をしてください。

[その他の留意事項]

(1) 他の奨学金等との併用について

① 日本学生支援機構の奨学金（貸与型）や日本政策金融公庫の教育ローンとの併用は可能です。ただし、併用して借入れた際の総額が修学費用（学費等）の総額を上回らない範囲内で貸し付けることとします。修学費用状況計算書（第1号様式別紙）に借入状況（期間や金額など）が確認できる書類（例：奨学生証）を添付してください。

なお、本修学資金申込時において、他の奨学金等の借入が決定していない場合は、申請内容が分かる資料を添付してください。他の奨学金等の借入が決定次第、確定した内容が確認できる書類を提出してください。

② ①において、本修学資金の申込後に他の奨学金等の減額、辞退等を予定している場合には、その内容（減額・辞退後の金額等）を修学費用状況計算書（第1号様式別紙）に記入してください。減額・辞退することを条件に本修学資金の可否を決定します。他の奨学金等の減額・辞退等が決定したら、その内容が確認できる書類を提出してください。

③ 養成施設の就学のために、「生活福祉資金」における教育支援資金、「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」における修学資金等（本修学資金と使途が同じもの）やひとり親家庭高等職業訓練促進資金など国費による他の借入をする場合、保育士修学資金も国庫補助事業であることから、併用はできません。

④ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を利用している場合、本修学資金の申込は可能ですが、生活費加算の申し込みはできません。

⑤ 職業訓練（雇用保険法）を利用して保育士資格を取得する場合、併用はできません。教育訓練給付制度（雇用保険法）の各種給付金も併用できません。

⑥ 他自治体が実施する保育士修学資金は併用できません。

(2) 高等教育の修学支援新制度との併用について

① 高等教育の修学支援新制度の支援対象である場合は、学則に定める授業料、入学金から個々の減免額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合のみ、保育士修学資金の貸付が可能です。修学費用状況計算書（第1号様式別紙）に減免額等を記入してください。

なお、本修学資金申込時に減免額が確定していない場合は、第I区分で査定します。減免額確定後に修学費用状況計算書（第1号様式別紙）を再提出してください。それにより、貸付額を決定します。

② 減免後の自己負担分と他の修学費用については、保育士修学資金の上限額の範囲内で貸付可能です。ただし、入学金の自己負担額は入学準備金の上限額（20万円+千葉市単独加算分10万円の上乗せ可）内で、授業料の自己負担額、授業料・入学金以外の修学費用については、修学資金等の上限額（120万円）内の貸付となります。

③ 日本学生支援機構の給付型奨学金を利用している場合は、本修学資金の生活費加算を申し込むことはできません。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

- (1) 申込書（第1号様式）に必要書類を添付し、養成施設に提出。
※収入印紙を貼付し、連帯保証人の消印が必要になります。
- (2) 養成施設にて取りまとめ、申請書類を市社協へ送付。【5月30日必着】



審査及び貸付決定

- (1) 市社協が貸付の可否を決定。
- (2) 貸付の可否を、養成施設を経由して申込者に通知。【6月末】
 - ①貸付決定の場合：貸付承認決定通知書（第3号様式）と借用証書（第8号様式）を送付。
 - ②貸付不承認の場合：貸付不承認決定通知書（第3号様式）を送付。



以下は貸付決定の場合

契 約

- (1) 貸付決定者は次の書類を、養成施設を通じて市社協に提出。【7月末】
 - ①借用証書（第8号様式）
※収入印紙を貼付し、借受人・連帯保証人の消印が必要になります。
※裏面に振込先の口座情報の記載及び通帳(口座情報が分かる部分)の写しを添付
 - ②印鑑登録証明書（借受人又は法定代理人、連帯保証人）
※借受人が未成年者の場合、借受人の分は不要



資金の交付

- (1) 借用証書（第8号様式）に記載された口座に修学資金を送金（分割交付）。
【8月25日前後】
以降、前期（4月）・後期（10月）に分けて6か月分をそれぞれ交付。

4 在学中の手続き

休学、停学、留年または復学する時

- (1) 借受人が養成施設を休学、停学、留年、復学した時は停止・再開・辞退等届（第4号様式）を、養成施設を通じて市社協に提出。

住所、氏名等が変更になったとき

- (1) 借受人や連帯保証人が転居したときは、契約事項変更届（第14号様式）に新住所の住民票を添えて、養成施設を通じて市社協に提出。
- (2) 借受人や連帯保証人の氏名を変更したときは、契約事項変更届（第14号様式）に戸籍抄本（個人事項証明書）を添えて、養成施設を通じて市社協に提出。

退学を含めて貸付を辞退する時

- (1) 養成施設を退学した時や貸付を辞退するときは、停止・再開・辞退等届（第4号様式）、返還計画書（第9号様式）を養成施設を通じて市社協に提出。



返還

- (1) 市社協から貸付契約解除通知（第5号様式）及び返還に関する通知を借受人に送付。
- (2) 借受人は返還計画どおりに貸付金を返還。



返還完了

貸付金の返還が完了したときには、市社協から借受人等に借用証書と印鑑登録証明書を返却。

5 養成施設を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

養成施設を卒業して保育士登録を行い、1年以内に千葉市内（注1）の対象施設（20ページの一覧参照）において週30時間以上保育士（児童の保護）業務に従事した場合には、必要書類を提出することで、返還猶予を受けることができます。その後、一定期間（注2）以上当該業務に従事した場合には、貸付した修学資金の返還を免除することができます。

（注1）勤務先の所在地が市外であっても認められる場合（入学準備金の千葉市単独加算分を除く）

①千葉県内で従事する場合

②国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合。

③東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合。

※千葉市以外の千葉県内施設に従事した場合も返還免除対象となります。入学準備金30万円のうち、返還免除対象は20万円分のみとなり、千葉市単独加算分の10万円は返還対象となります。

（注2）返還免除に必要な従事期間は基本的に5年間ですが、中高年離職者の場合は3年間となります。

[保育士業務への従事期間について]

- ① 保育士登録を行い、千葉県内の対象施設で週30時間以上、児童の保護業務に従事を開始した日から返還免除要件の業務従事期間として算定します。
- ② 対象業務への従事期間は、連続している必要があります。例えば、当初就職した従事先施設を退職した場合、その翌日から新たな従事先施設に就職すれば連続していることとなります。1日でも空いてしまった場合、連続していることにならず、別途手続きが必要となります。「よくある質問」（6）Q3（18ページ）参照。
- ③ 週30時間以上の勤務であれば、就労形態、身分は問いません。
- ④ 出産休暇・育児休業を取得する場合や、疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合（医師の診断書が必要）は、その間返還猶予を受けることが可能ですが、ただし、その間を業務従事期間として算定することはできません。

返還猶予申請

養成施設卒業後、指定された保育士業務に従事した場合、保育士証到着後、以下の書類を市社協に提出。

- ①返還猶予申請書（第10号様式）
- ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）
(パート・アルバイトとして勤務した方は勤務割表の提出を求める場合があります。)
- ③保育士証の写し



返還猶予決定

市社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に返還猶予承認（不承認）通知書（第11号様式）を送付。



引き続き指定業務に従事

- (1) 返還猶予期間中は、原則毎年4月に業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）を市社協に提出。
(新年度の業務状況を確認するため4月1日以降に証明を受け提出してください)
- (2) 返還猶予期間中に退職または人事異動により、他の従事先施設等に移った場合には、貸付契約事項変更届（第14号様式）及び変更前・変更後の業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）を速やかに市社協に提出。



返還免除申請

原則として週30時間以上5年間（中高年離職者においては3年間）引き続き千葉市内において対象業務に従事した場合は、返還免除の対象となるため、返還免除に係る書類を市社協に提出。

- ①返還免除申請書（第12号様式）
- ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第17号様式）

※千葉市外の千葉県内施設に従事した場合も返還免除対象となりますが、入学準備金30万円のうち、返還免除対象は20万円分のみとなり、千葉市単独加算分の10万円は返還対象となります。



返還免除決定

市社協から返還免除の可否を借受人に通知。

返還免除決定の場合は、借用証書及び印鑑登録証明書を借受人等に返還。

[留意事項]

※返還免除を受ける場合は、卒業から免除までの間、必ず返還猶予が承認されている必要があります。

「5 養成施設を卒業後の手続き」(9ページ)に当てはまらない場合は、市社協へお問い合わせください。

※提出期限を定め、書類を提出するよう通知したにもかかわらず、書類の提出がないときは、貸付金を返還していただきます。

6 貸付金を返還することになった場合の手続き

養成施設を卒業後、1年以内に千葉市内で保育士業務に従事しない場合や、養成施設を退学した場合など、貸付金の全部または一部を返還していただくことになります。

返還に該当すると思われる場合は、まず市社協に連絡してください。

返還の申請

- (1) 養成施設在学中に貸付を辞退するとき、または養成施設を退学したときは、停止・再開・辞退等届（第4号様式）、返還計画書（第9号様式）を養成施設を通じて市社協に提出。（養成施設卒業後は、借受人が直接市社協に提出。）



返 還

- (1) 市社協から貸付解除通知及び返還に関する通知を借受人に送付。
(2) 借受人は返還計画どおりに貸付金を返還。



返還完了

貸付金の返還が完了したときには、市社協から借受人等に借用証書と印鑑登録証明書を返却。

※返還の要件

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

- ア 貸付契約が期間満了となったとき。
- イ 貸付契約が解除されたとき。
- ウ 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- エ 5年間引き続き市内の保育所等において、週30時間以上児童の保護等業務に従事しなかつたとき。
- オ 5年間引き続き市内の保育所等において週30時間以上児童の保護等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- カ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※その他、提出期限を定め書類を提出するよう通知したにもかかわらず、書類の提出がない時も、免除や猶予の要件が確認できなかったため貸付金を返還していただきます。

※返還の方法

(1) 返還手続き

①返還方法

借受人は市社協が指定する口座へ払い込みをお願いします。振込手数料は借受人負担となります。

一括または月賦・半年賦・年賦のいずれかで、分割の場合、返還期間内の均等払いとします。なお、端数が発生する場合は、初回の返還額に加算もしくは減額することとします。

②提出書類

返還計画書（第9号様式）を市社協へ提出してください。

市社協は内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。

※返還の要件に該当することが判明したにもかかわらず、返還計画書（第9号様式）の提出がない場合、借用証書（第8号様式）で取り交わした返還方法を採用し、返還計画を決定します。令和2年度以前に契約した方については、年賦で決定します。

③返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始となります（返還事由の申告が遅れた場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から申告があった時点までの返還必要額を一括で返還いただきます）。

分割返還するときは、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間の範囲内に返還してください。ただし、養成施設の修学期間が2年を超える場合にあっても、修学資金等の貸付を受けた月数は24か月とみなします。

④払込期日

払込期日については支払月の25日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）とします。

⑤延滞利子

正当な理由がなく、返還計画に定めた期日より遅れると別に定める延滞利子を計算します。

(2) 残高のお知らせ

返還期間中、返還状況と残高を文書で下記のとおり通知します。

通知先	時期
借受人	毎年2回（7月と1月）
連帯保証人	毎年1回（7月）

(3) 督促状

支払期日から一定期間過ぎても返還が確認できなかった場合は、借受人と連帯保証人へ督促状を発行します。

よくある質問

1 貸付申請について

(1) 申請方法

Q 1 修学資金はどうしたら借りられますか？

A 原則（生活保護世帯等を除き）、個人での申込みはできません。お申し込みの場合は、在学している養成施設を通じて千葉市社会福祉協議会に申し込みます。また、養成施設については、都道府県知事が指定する保育士養成施設を対象としています。

○申請等のスケジュールは以下のとおりです。

申請締切（養成校→社協）	例年	5月末
決定通知		6月末
借用書提出		7月末
上期分送金		8月末

Q 2 養成施設の入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか？

A 養成施設入学前には修学資金を申し込むことはできません。

※入学前の申請は、生活保護世帯及びそれと同等とみなす世帯のみ可能です。

Q 3 就職予定先が千葉市外で住所と養成施設が千葉市内の場合、申請先はどうすればいいですか？

A-3 千葉県社会福祉協議会への申請が可能です。

(2) 貸付額について

Q 1 修学資金の学費部分は月額5万円が上限ですが、上限額で申し込むということですか？

A 修学資金は給付ではなく貸付であることをふまえ、連帯保証人や養成施設の先生方と相談の上、必要額をお申し込みください。
なお、必要経費により減額決定される場合もあります。
また、修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合、月額部分の貸付は2年分（120万円）が上限となります。ただし、上限額の範囲内であれば、2年を超える修学期間に分けて貸付を受けることが出来ます。

(3) 他の奨学金との併用

Q 1 養成施設に入学するために、生活福祉資金の貸付を受けました。併せて保育士修学資金も申し込みますか？

A 公的な補助金が含まれている他の奨学金や制度との併用貸付は原則認められませんので、生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金などとの併用はできません。また、職業訓練の保育士コース受講者についても、修学資金の併用貸し付けは出来ません。
日本学生支援機構の奨学金については、併用可能です。
6ページの「その他の留意事項」も参照してください。

貸付金の書類	千葉県への申請	千葉市への申請
他自治体で行う同種の貸付け	自治体が独自で行う貸付については可 (国の財源に基づく修学資金貸付制度は併給不可)	不可
生活福祉資金の修学に関する貸付金	不可	不可
父子、母子及び寡婦福祉資金の修学に関する貸付金	不可	不可
職業訓練の保育士コース受講者	不可	不可
教育訓練給付制度	可	可
日本学生支援機構の修学に関する奨学金	原則不可	可 (修学資金所要額以内)
日本政策金融公庫の修学に関する 国的学生ローン	原則不可	可 (修学資金所要額以内)

Q 2 船橋市等、他自治体の独自制度貸付とは併給ができますか？

A 千葉市に就職を予定している方は、制度上併給できません。
(各自治体ともに、各々の市で就職することを貸付の要件にしているため。)

(4) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

A 初年度は学費 6 か月分を 8 月（前期 6 か月分）及び 10 月（後期 6 か月分）に指定の口座に送金予定で、次年度以降は 4 月と 10 月に送金予定としています。また、入学準備金は初年度の 8 月末に月額分と併せて送金し、就職準備金は卒業見込みと就職内定状況を確認後、卒業月に送金とします。

(5) 返還について

Q 1 修学資金は、養成施設卒業後に 5 年間保育士業務に従事すれば、返済しなくてもよいと思いますが、どのような場合に返還となるのですか？

A 養成施設を退学した場合や、卒業後県内で対象業務（保育士業務）に従事しなかった場合などに返還となります。※「返還の要件」（12 ページ）参照
また、県内であるが千葉市外で対象業務に従事した場合、千葉市単独加算分の 10 万円については返還となります。

Q 2 返還決定した後に計画通りに返還しなかった場合、どのようになりますか？

A 返還計画に定める期限を過ぎると、返還すべき額に対して別に定める延滞利子が発生します。

(6) 養成施設卒業後の手続きについて

Q 1 卒業後に保育士登録をしなかった場合はどうなりますか？

A 登録手続きをせずに、働いていた場合は返還猶予期間に算入できません。
また、卒業後 1 年以内に登録が無い場合は返還対象となります。

Q 2 業務従事届等は毎年提出する必要がありますか？

A 原則毎年4月に提出が必要です。

期限までに提出が無い場合は、返還猶予の要件を満たしていることが確認できないため猶予を取り消し、返還となります。

Q 3 保育所で対象業務に従事していましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか？

A 空白期間なく新たな勤務先（対象従事施設）で仕事を始めた場合には、市社協に契約事項変更届（第14号様式）を提出してください。

次の仕事が未定で就職活動をする場合には返還猶予申請書（第10号様式）により返還猶予申請をしてください。（9ページ参照）

なお、対象業務に就く意思がない場合には貸付金は返還となります。

Q 4 保育士資格と幼稚園教諭をそれぞれ取り、認定こども園や預かり保育を常時実施している幼稚園などで幼稚園教諭として勤務することになった場合、返還対象になりますか？

A 対象の従事先施設であれば、返還猶予の対象となります。保育士登録のうえ、5年間週30時間以上業務に従事すれば、貸付金は免除となります。（Q9参照）

Q 5 市内の施設で勤務していたが、法人内の異動により市外の施設や全く違う部署になってしまった場合、返還対象となりますか？

A 本人の意思によらない異動などで対象の業務から外れてしまった場合は、異動先で従事している期間も返還猶予の対象となります。ただし、児童の保護等に従事していない期間は、返還免除要件の従事期間には算入できません。

なお、本人の意思によらない異動であっても、市外の施設での勤務となった場合は、入学準備金の千葉市単独加算分（10万円）は返還となります。

Q 6 公立の保育士として働く場合も免除となりますか？

A 公立の場合でも免除の対象となります。

Q 7 養成施設卒業後に勤めた施設を退職して、その後まもなく別の施設に勤務することになった場合、貸付金は返還しなくてはならないですか？

A 当初の勤務先退職後、市内の保育所などに勤める意思がある場合は、原則通算1年間の返還猶予の申請が認められます。その後、市内の保育所などで改めて勤め、以前の勤務先と合わせて5年間従事すれば返還免除となります。

Q 8 免除要件の業務に従事している期間のうちに産休・育休に入る場合はどうなりますか？

A 産休・育休期間については、従事期間とはみなしませんが、返還猶予期間の対象となります。復帰した後に継続して勤め、休職前と復帰後で通算5年間従事すれば返還免除となります。

Q 9 従事先施設については、保育士登録していれば、認定こども園や幼稚園でも問題ないですか？

A 認定こども園は対象となります。幼稚園については、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設、もしくは認定こども園への移行を予定している施設であれば対象となります。

Q 10 公立て保育士として採用され、その後、教育委員会などの現場以外の配属となった場合、どういった取扱いになりますか？

A 人事によるやむを得ない事情のため、返還猶予期間の対象となります。ただし、児童の保護等に従事していない期間は、返還免除要件の従事期間には算入できません。

Q 11 返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設を教えてください。

A 対象施設等の種別は次のとおりです。

返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等	施設等種別
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設 肢体不自由児施設「整肢療護園」 重度心身障害施設「むらさき愛育園」
	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
	第6条の2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
	第7条	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	第18条の6	指定保育士養成施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって第34条の15第1項の事業及び同法条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
千葉県への申請→千葉県内（千葉市を除く）・千葉市への申請→千葉市内	児童福祉法	ア 第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務または同法第34条第1項に規定する業務を目的とする施設
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第2項に規定され、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業

区域	法令・通知等		施設等種別
学校教育法	第1条		教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
			認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項		認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号		離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業		「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を実施する施設

様式一覧

様式番号	様式名
第1号様式	千葉県・千葉市保育士修学資金貸付申込書
第2号様式	推薦状
第3号様式	千葉市保育士修学資金貸付承認（不承認）決定通知書
第4号様式	千葉県・千葉市保育士修学資金貸付停止・再開・辞退等届
第5号様式	千葉市保育士修学資金貸付契約解除通知書
第6号様式	千葉市保育士修学資金貸付停止通知書
第7号様式	千葉市保育士修学資金貸付再開通知書
第8号様式	千葉市保育士修学資金貸付借用証書
第9号様式	千葉市保育士修学資金貸付返還計画書
第10号様式	千葉市保育士修学資金貸付返還猶予申請書
第11号様式	千葉市保育士修学資金貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第12号様式	千葉市保育士修学資金貸付返還免除申請書
第13号様式	千葉市保育士修学資金貸付返還免除承認（不承認）通知書
第14号様式	千葉市保育士修学資金貸付契約事項変更届
第15号様式	千葉市保育士修学資金貸付連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第16号様式	千葉市保育士修学資金貸付連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第17号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）
第18号様式	千葉市保育士修学資金貸付変更決定通知書
第1号別紙	千葉市保育士修学資金修学費用状況計算書

※各様式の押印欄は、自署の場合は押印を省略できます。

※借用証書（第8号様式）及び連帯保証書（第15号様式）は押印（実印）が必要となります。